

産業環境委員会議案説明資料

令和4年12月9日

件名	頁
1 第118号議案 足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を 改正する条例	2

(環境部)

第 1 1 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 2 月 9 日

件 名	足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例																							
所管部課	環境部ごみ減量推進課、足立清掃事務所																							
内 容	<p>1 条例改正の理由</p> <p>一般廃棄物の収集運搬及び処理処分の廃棄物処理手数料原価について算定した結果、現行の廃棄物処理手数料と手数料原価の間に乖離があるため、廃棄物処理手数料を改定する。</p> <p>なお、事業系ごみの手数料は 2 3 区統一の改定内容であるため改定するが、家庭ごみの手数料（粗大ごみや臨時排出ごみ、多量排出ごみ）は各区事項のため、区民生活に与える影響をふまえ、区独自の判断で改定しないことを決めた。</p> <p>また、廃棄物処理手数料の払い戻しの運用についても整理する。</p> <p>※ 廃棄物処理手数料は 4 年ごとの見直しが原則だが、コロナ禍の影響をふまえ改定を見送ってきたため、平成 2 9 年以来 6 年ぶりの改定となる。</p> <p>※ 動物死体処理手数料については、改定しない。</p>																							
	<p>2 改正の内容（別紙・新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 廃棄物処理手数料の改定</p> <p>改定手数料の算出根拠については、3 ページを参照。</p> <table border="1" data-bbox="395 1272 1441 2054"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>現行手数料</th> <th>改定手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 日平均 1 0 kg を超える量の家庭廃棄物を排出する占有者</td> <td>1 日平均 1 0 kg を超える量 1 kg につき</td> <td>4 0 円</td> <td>改定しない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業系一般廃棄物若しくは一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者又はこれらを臨時に排出する事業者</td> <td>1 kg につき</td> <td>4 0 円</td> <td>4 6 円</td> </tr> <tr> <td>有料ごみ処理券を添付して排出するときは 1 0 リットルまでごとに</td> <td>7 6 円</td> <td>8 7 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家庭廃棄物を臨時に排出する占有者</td> <td>1 kg につき</td> <td>4 0 円</td> <td>改定しない</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみについては品目別に規則で定める上限額</td> <td>2, 8 0 0 円</td> <td>改定しない</td> </tr> </tbody> </table>			区 分		現行手数料	改定手数料	1 日平均 1 0 kg を超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1 日平均 1 0 kg を超える量 1 kg につき	4 0 円	改定しない	事業系一般廃棄物若しくは一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者又はこれらを臨時に排出する事業者	1 kg につき	4 0 円	4 6 円	有料ごみ処理券を添付して排出するときは 1 0 リットルまでごとに	7 6 円	8 7 円	家庭廃棄物を臨時に排出する占有者	1 kg につき	4 0 円	改定しない	粗大ごみについては品目別に規則で定める上限額	2, 8 0 0 円
区 分		現行手数料	改定手数料																					
1 日平均 1 0 kg を超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1 日平均 1 0 kg を超える量 1 kg につき	4 0 円	改定しない																					
事業系一般廃棄物若しくは一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者又はこれらを臨時に排出する事業者	1 kg につき	4 0 円	4 6 円																					
	有料ごみ処理券を添付して排出するときは 1 0 リットルまでごとに	7 6 円	8 7 円																					
家庭廃棄物を臨時に排出する占有者	1 kg につき	4 0 円	改定しない																					
	粗大ごみについては品目別に規則で定める上限額	2, 8 0 0 円	改定しない																					

(2) 廃棄物処理手数料の払い戻しに関する制限

事業系有料ごみ処理券が料金改定により、使用できなくなってから5年を経過したときには払い戻しができない旨の規定を規則で定めるため、規則委任の文言を追記する。

3 廃棄物処理手数料改定額の算出根拠

(1) 1キログラムにつき徴収する事業系ごみの廃棄物処理手数料

改定額（46円/kg）は、収集運搬部門手数料の改定額（28.5円/kg）と処理処分部門手数料（17.5円/kg）の改定額を合計して算出している。

ア 収集運搬部門手数料

現行手数料	手数料原価	乖離額	改定手数料
24.5円/kg	28.5円/kg	4.0円/kg	28.5円/kg

イ 処理処分部門手数料

現行手数料	手数料原価	乖離額	改定手数料
15.5円/kg	17.5円/kg	2.0円/kg	17.5円/kg

(2) 有料ごみ処理券を添付して排出するときの10リットルあたりの単価
23区統一の容積換算値（10あたり0.19kg）を基に算出している。

	算出の計算式	手数料額
現行手数料	$100 \times 0.19 \text{ kg} \times 40 \text{ 円/kg}$	76円
改定手数料	$100 \times 0.19 \text{ kg} \times 46 \text{ 円/kg}$	87円

4 事業系有料ごみ処理券の券種ごとの販売料金の改定

条例改正後に、足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則で規定している事業系有料ごみ処理券の券種ごとの販売料金を改定する。

区 分		現行販売料金	改定販売料金
70リットル	1セット 5枚	2,660円	3,045円
45リットル	1セット10枚	3,420円	3,910円
20リットル	1セット10枚	1,520円	1,740円
10リットル	1セット10枚	760円	870円

※ 事業系有料ごみ処理券の販売料金についても、23区統一の容積換算値（10あたり0.19kg）を基に算出している。

5 施行年月日

令和5年10月1日

	<p>6 経過措置等</p> <p>(1) 料金改定後の事業系有料ごみ処理券（以下「新券」という。）の交付 新券は、令和5年10月1日から交付する。</p> <p>(2) 平成29年10月1日から令和5年9月30日までに交付した事業系 有料ごみ処理券（以下「現行券」という。）の使用制限 現行券は、施行日以降のひと月の経過措置期間も含めて令和5年10 月31日まで使用することができる。</p> <p>(3) 事前申込みの廃棄物処理手数料の取扱い 事業系の臨時ごみの排出は事前申込み制であり、廃棄物処理手数料は 申込みの時に決定しているため、改定後の廃棄物処理手数料は施行日以 後の申込み分から適用する。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>「資源の出し方 ごみの出し方」に記載するほか、区ホームページ、区公 式SNS、あだち広報等により、廃棄物処理手数料等の改定内容について、 丁寧に周知していく。</p> <p>また、区民に対して全戸配布する粗大ごみ受付センター電話番号等周知用 チラシにも廃棄物処理手数料等の改定内容を記載する。</p> <p>さらに、区内の事業者に対して、廃棄物処理手数料等の改定内容を周知す るチラシを送付する。</p>

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

別紙

改正前	改正後
<p>○足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 平成11年12月27日条例第38号</p> <p>目次～第50条 (略)</p> <p>第51条第1項から第4項まで (略)</p> <p>5 既に納付した廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第52条～第74条 (略)</p>	<p>○足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 平成11年12月27日条例第38号</p> <p>目次～第50条 (略)</p> <p>第51条第1項から第4項まで (略)</p> <p>5 既に納付した廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、<u>規則で定める場合を除き、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>第52条～第74条 (略)</p> <p><u>付 則 (令和●年●月●日条例第●号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和5年10月1日(以下「<u>施行日</u>」という。)から<u>施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 平成29年10月1日以後から<u>施行日の前日までの間に交付した有料ごみ処理券は、施行日以後1月の間は、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した者については、この条例による改正後の足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表に定める廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。</u></p> <p>3 施行日前に処理の申込みを行った事業系一般廃棄物又は一般廃棄</p>

改正前	改正後																				
<p>別表 廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料（第51条、第54条関係）</p> <p>1 廃棄物処理手数料</p> <table border="1" data-bbox="190 523 1093 1337"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者</td> <td>1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき 40円</td> </tr> <tr> <td>2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者</td> <td>1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>76円</u></td> </tr> <tr> <td>3 臨時に排出する占有者又は事業者</td> <td>1キログラムにつき 40円 ただし、粗大ごみについては、2,800円を限度として品目別に規則で定める。</td> </tr> <tr> <td>4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者</td> <td>1キログラムにつき 9円50銭</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき 40円	2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>76円</u>	3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき 40円 ただし、粗大ごみについては、2,800円を限度として品目別に規則で定める。	4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭	<p><u>物とあわせて処理する産業廃棄物を臨時に排出する事業者の廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表 廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料（第51条、第54条関係）</p> <p>1 廃棄物処理手数料</p> <table border="1" data-bbox="1191 523 2094 1337"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者</td> <td>1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき 40円</td> </tr> <tr> <td>2 <u>事業系一般廃棄物若しくは一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者又はこれらを臨時に排出する事業者</u></td> <td>1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>87円</u></td> </tr> <tr> <td>3 <u>家庭廃棄物を臨時に排出する占有者</u></td> <td>1キログラムにつき 40円 ただし、粗大ごみについては、2,800円を限度として品目別に規則で定める。</td> </tr> <tr> <td>4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者</td> <td>1キログラムにつき 9円50銭</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき 40円	2 <u>事業系一般廃棄物若しくは一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者又はこれらを臨時に排出する事業者</u>	1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>87円</u>	3 <u>家庭廃棄物を臨時に排出する占有者</u>	1キログラムにつき 40円 ただし、粗大ごみについては、2,800円を限度として品目別に規則で定める。	4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭
区分	手数料																				
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき 40円																				
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき <u>40円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>76円</u>																				
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1キログラムにつき 40円 ただし、粗大ごみについては、2,800円を限度として品目別に規則で定める。																				
4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭																				
区分	手数料																				
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量1キログラムにつき 40円																				
2 <u>事業系一般廃棄物若しくは一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者又はこれらを臨時に排出する事業者</u>	1キログラムにつき <u>46円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10リットルまでごとに <u>87円</u>																				
3 <u>家庭廃棄物を臨時に排出する占有者</u>	1キログラムにつき 40円 ただし、粗大ごみについては、2,800円を限度として品目別に規則で定める。																				
4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1キログラムにつき 9円50銭																				